

DV や児童虐待への対応強化を区に求めました

3月30日、特定非営利活動法人 全国女性シェルターネットが「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」を国に提出しました。

生活者ネットワークは在宅勤務の長期化、学校の休校などでDV や児童虐待が起こりうることを想定して、区の相談・支援体制を強化するよう求めてきました。

今回、全国女性シェルターネットが提出した要望書の内容を区にも認識してもらうよう、人権・男女共同参画課長に伝えるとともに区の現状を聞き、一番身近な相談窓口である区として、状況把握と迅速な対応をするよう要望しました。

現状としては、

- ・人権・男女共同参画課や「男女共同参画センターえーる」への相談は特に増えているという報告はなく、逆にテレワークや仕事が休みになって家に家族がいることで、相談の電話をしづらくなっているのではないか。また相談の予約の変更があるなど、相談しにくい環境になっていることが心配。それが原因で相談件数が増えないとすると問題。特に、相談の約束をしていたのに来なかった人、心配な人には状況に応じた対応をしている。
- ・生活福祉課には仕事に元通り復帰できるか、夫がテレワークになって長時間在宅になったらどうしようなどの不安の声が届いている。
- ・外国籍の住民については収入や仕事、在留期間などの相談について窓口で対応するとともに、相談員が状況把握に努めている。
- ・一時保護については、命を最優先に考え、どのような保護のしかたがいいのか、関係機関と連携してしくみを検討しているところ。

また、子ども家庭支援センターには今の新型コロナウイルス感染症が原因だとははっきりわからないが、子どもが休校で家にいることで向き合い方への不安について保護者からの相談がポツポツときている。要保護児童対策地域協議会を中心に見守り体制の注意を呼びかけているとのこと。

今後、状況が長引いたり、仕事が打ち切られるなど生活困窮に陥ることで、家庭内でのDV や児童虐待が、増える可能性があることを区は想定し、対応すべきです。相談しやすい環境整備と、支援が必要な家庭を関係機関が情報共有しながら見守り、確実に次の段階につなげるための体制づくりを区に求めました。



区議会議員 やない克子

保健福祉委員会／交通対策等特別委員会
ホームページ <http://yanai.seikatsusha.me>



区議会議員 きみがき圭子

区民生活委員会／都市農業・みどり環境等特別委員会
ホームページ <http://kimigaki.seikatsusha.me>



羽田新ルート計画

実機飛行の検証と住民への説明を

都心上空を低空飛行する羽田新ルート。国は予定通り3月29日から運用しています。

先月の実機飛行確認では、問い合わせメールや電話が一時不通になり、私たちにも騒音や落下物などを心配する声が多く届いています。

国は度々「地元の理解を得ながら」と発言してきたのですから、実機飛行確認の検証結果をもとに住民に説明すること、区民の理解が得られなければ飛行経路の運用を見直すべきです。

今定例会で、以上の主旨で「羽田空港新ルートの影響の検証と住民への説明を国に求める意見書」を6党派で議員提案しましたが、残念ながら否決され、自民党などが提出した、新ルート容認を前提とした意見書が採択されました。

問題あり！種苗法改定



種苗法の改正案が今国会で可決されれば、2021年4月から適用されます。

改定されることで国内農家が自分の育てた農作物の種を採って栽培し、育てる権利がなくなり、権利が欲しければ許可をもらうために有料となります。

有機栽培農家が外国企業の種を買わなければならなくなる、農業、農作物の多様性が奪われる、古代から優良な種を受け継ぎ守り続けてきた農家の存続が危ないのでは、などが危惧されています。種はわたしたちの命の根源であり、この改定は命にもかかわる問題です。

練馬は23区で最も農地が多い区でもあります。

区は「区内の農業には、ただちに影響はない」と言っていますが、今後の状況を把握して情報を公開することを求めました。

「気になりませんか？子どもの脳に有害な化学物質」を開催

2月20日、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の水野玲子さんを講師に迎え、学習会を開催したところ、親子連れを含め大勢の参加があり、あらためて関心の高さを感じました。

参加者のアンケートでは、「生活を見直そうと思った」「今まで気をつけて生活してきたつもりだったが、『こんなものまで？』というものもあり、勉強になった」「同じようなテーマで継続して学習会を開催してほしい」など、身の回りにあふれる化学物質についてお知らせすることができました。

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒・除菌などがさかんに言われています。水野さんは「こんな時期だから、なかなか言いづらいが」と前置きしながら、市販されている消毒剤、除菌剤の成分についてとりあげ、手指消毒剤として市販されているもので「第4級アンモニウム 塩化ベンザルコニウム」を希釈したものがあがるが、この成分は元々、手術室などの機器の消毒に使用されていたもので手肌につけるものではない。（希釈していても要注意）

除菌製品に使用されている「二酸化塩素」は、厚生労働省が消毒薬として未認可であること。過剰な抗菌・除菌・殺菌・消毒は逆効果、過ぎたるは及ばざるがごとし（耐性菌の増加や免疫力低下）、など指摘しました。

米国で5万5000人の看護師を対象にした調査によると、週1回消毒剤を使用するだけでも、慢性閉塞性肺疾患のリスクが32%上昇するという結果が出たそうです。

「練馬区では子どもにフッ素添加を強制している。区が決めてプロの医者が大丈夫と言っているのだから安心して」と無理やり歯にフッ素を塗られている。どうしたら良いのでしょうか？

こんな質問が会場から寄せられました。早速、区に確認したところ

区立小中学校、幼稚園：給食後の歯磨きで十分と考えているため実施していない。

保育園：区立直営、委託園は、実施していない。という回答です。

区内の保育園や幼稚園でフッ素のことで困っている状況があったらお知らせください。

●練馬区の新型コロナウイルス感染症関連情報は練馬区のホームページをご覧ください。

★練馬区電話相談窓口 電話：03-5984-4761 受付時間：平日9:00～17:00

2020年4月1日 発行 生活者ネットワーク 発行責任者 やない克子
〒176-0001 練馬区練馬1-15-1-302 TEL：03-3993-4899 FAX：03-5999-4632
Web ページ：http://nerima-seikatsusya.net/
メール：net-gikai@jcom.home.ne.jp ご意見・ご質問をお寄せください

